

国民年金 からのお知らせ



一部免除の承認を受けられた方へ！ 保険料の納付が必要です！

国民年金保険料の免除申請をされた方のうち、全額免除に該当せず、一部免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）が承認された方は、免除に該当しなかった部分の保険料を納付されないと未納期間として扱われることとなります。未納期間になると、将来支給される老齢基礎年金を受給するために必要な期間に計算されません。

また、未納期間があるとケガや病気で「万が一」のことがあっても、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。納期限から2年が経過すると時効により納めることができませので、ご注意ください。

納付書がお手元にならない方は、草津年金事務所にご確認ください。

一部免除	保険料額（平成27年度）
3/4 免除（1/4 納付）	月額 3,900 円
半額免除（半額納付）	月額 7,800 円
1/4 免除（3/4 納付）	月額 11,690 円

◆問い合わせ先 草津年金事務所 国民年金課 ☎077-567-2220
住民課 保険年金担当 ☎②6571

みんなで支え合う

国民健康保険



ご存じですか？ ジェネリック

「ジェネリック医薬品」(後発医薬品)は、先に開発された新薬(先発医薬品)の特許期間終了後に製造・販売される医薬品です。厚生労働省が、これまで効き目や安全性が実証されてきた新薬と同等の効能を認めたもので、開発費が低く抑えられるため低価格になり、薬局などで支払う薬代の軽減につながります。

国保に加入されている方には、「ジェネリック医薬品お願いかード」を配布しています。処方希望する際に医療機関などに提示して活用しましょう。

●どんな種類があるのか

ジェネリック医薬品は、高血圧や脂質異常症などさまざまな分野や症状に対応しています。内服薬だけでなく、外用薬や点眼剤などもあります。

●どこで処方するのか

薬局で調剤してもらうことができます。病院などでジェネリック医薬品を希望することを伝え処方してもらう

か、薬剤師さんと相談のうえ、薬局でジェネリック医薬品に変えることができます。ただし、ジェネリック医薬品が発売されていない場合や、医師が「後発品への変更不可」とした場合は、処方を受けられません。

●体に合うか不安なときは

急にジェネリック医薬品に切り替えるのが不安なときは、短期間からジェネリック医薬品を試すことができる「分割調剤」が利用できます。使ってみて、体に合わないと感じたときには、もとの薬に戻すことも可能です。

●ジェネリック医薬品との差額をお知らせします

現在服用されている新薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担が軽減できる方を対象に、軽減できる額(差額)をお知らせする「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を、年2回発行しています。お薬を選ぶ際の参考にしてください。

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当
☎②6571

感雑向綿

日野町長 藤澤直広

今年の夏は猛暑でしたが、それぞれの地区や集落で元気に納涼祭が開催されました。恒例の「氏郷まつり『夏の陣』」も8月1日ににぎやかに開催できました。

たくさんの方が訪れ、模擬店も盛況で、盆踊りも大きな輪が広がりました。フィナーレの花火も見事に打ち上げられました。実行委員の皆さん、参加者の皆さんありがとうございました。

さて、翌日の8月2日は、第50回滋賀県消防操法訓練大会が開催され、日野町消防団（第3分団チーム）がポンプ車の部で見事に優勝しました。日野町消防団は入場行進でも最多の団員が行進し士気の高さを表しました。出場は最後から2番目で、会場のすべての人々が注目する中、操法がはじまり大きな声援をうけ立派に終了、歓声があがりました。3か月にわたる早朝訓練によって技術とチームワークを磨き優勝をつかみました。目標に向かって力を合わせる姿は胸をうちます。選手、団員の

頑張りや家族や職場のご支援とご協力に感謝申し上げます。

ところで「アメリカの離れの火事を隣の日本が消しに行かなくていいのかわ。」などの比喩が「安全保障法制」を巡って行われています。火事は消せば喜ばれそれで終わりますが、武力行使すれば戦争になり、事態は広がってゆきます。憲法違反といわれる法案の「説明」としてはあまりに稚拙です。国会論戦をつうじて、「後方支援」の名によって核弾頭すら輸送可能となること、「集団的自衛権」の容認によって日本が攻撃されないのに先制攻撃することも可能となるなどが明らかにになりました。また、政府与党のなかから、「法的安定性は関係ない」など立憲主義を否定する発言に批判の声があがっています。「政治の劣化」と言われてもしかたありません。戦後70年、歴史を逆戻りさせることなく、憲法9条のもとで国際社会に復帰し、二度と戦争をしないと誓い平和主義を貫いてきた歩みをさらに進めるために力を合わせましょう。

平成26年度「住民基本台帳の

一部の写し」閲覧状況の公表

住民基本台帳法ならびに住民基本台帳の一部の写しの閲覧および住民票の写し等の交付に関する省令に基づき、次のとおり公表します。

- 1 ● 申出者の氏名…一般社団法人 中央調査社 会長 西澤豊
● 利用目的の概要…時事通信社「住民意識調査」の対象者抽出のため
● 閲覧の年月日…平成26年8月5日
● 閲覧に係る住民の範囲…大字鎌掛、大字上駒月および大字下駒月
- 2 ● 申出者の氏名…一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷伸次
● 利用目的の概要…消費者庁「消費者意識基本調査」の対象者抽出のため
● 閲覧の年月日…平成26年11月5日
● 閲覧に係る住民の範囲…大字内池
- 3 ● 申出者の氏名…一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷伸次
● 利用目的の概要…国土交通省「土地問題に関する国民の意識調査」の対象者抽出のため
● 閲覧の年月日…平成26年12月9日
● 閲覧に係る住民の範囲…大字豊田
- 4 ● 申出者の氏名…一般社団法人 中央調査社 会長 西澤豊
● 共同申出者…NHK放送文化研究所 世論調査部長 重森万紀
● 利用目的の概要…NHK「日本人とテレビ・2015調査」の対象者抽出のため
● 閲覧の年月日…平成27年1月22日
● 閲覧に係る住民の範囲…大字小野、大字奥師、大字仁本木および大字音羽
- 5 ● 申出者の氏名…一般社団法人 輿論科学協会 理事長 大宮泰三
● 利用目的の概要…総務省「通信利用動向調査」の対象者抽出のため
● 閲覧の年月日…平成27年2月3日
● 閲覧に係る住民の範囲…五月台、松尾一丁目〜五丁目、大字内池および大字音羽

◆問い合わせ先

住民課 住民担当
☎ 6571